

夏 季 休 日 契 約

(選 択 約 款)

平成 21 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適用条件	1
4	実施方法	1
5	契約期間	2
6	料金	2
7	計 量	3
8	そ の 他	3
	附 則	4

1 目 的

この選択約款は、当社が指定する期間において、お客さまに休日の変更または設定をしていただくことにより、当社の電力供給設備の効率的運用を図ることを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 条 件

供給約款の高圧電力Bまたは選択約款の季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上のお客さまで、4（実施方法）による負荷調整を行なうことが可能であって、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 実 施 方 法

当社は、お客さまに負荷調整を次により実施していただきます。

(1) 調整対象期間

調整対象期間は、7月1日から9月14日までの期間とし、以下の期間に区分いたします。

ただし、土曜日、日曜日、7月の第3月曜日、旧暦の7月14日、15日および16日を除きます。

イ 最重負荷期間

7月1日から7月19日まで、9月1日から9月14日までの期間

ロ 重 負 荷 期 間

最重負荷期間以外の期間

(2) 調 整 日

調整日は、お客さまが調整期間に2日以上連続して負荷調整を行なう日とし、お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(3) 調 整 電 力

調整電力は、お客さまが負荷調整できる電力とし、契約電力の50パーセント以上の値でお客さまと当社との協議によって定めます。

5 契 約 期 間

契約期間は、需給契約締結の日から、4（実施方法）(2)の調整日の末日までといたします。

6 料 金

各月の料金は、高压電力Bまたは季節別時間帯別電力によって算定された早収料金の場合の金額から、(1)によって算定された各月の割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

(1) 割 引 額 の 算 定

お客さまが契約にもとづいて実際に負荷調整を行なった場合には、次式により算定した金額を割引額といたします。

割引額 = 実績調整電力×当該月の重負荷期間における調整日数×(2)に定める重負荷期間割引単価+実績調整電力×当該月の最重負荷期間における調整日数×(2)に定める最重負荷期間割引単価

実績調整電力とは、契約電力から調整日中の最大需要電力（30分平均）を差し引いてえた値といたします。ただし、調整日中の実績調整電力が契約電力の50パーセントを下回る場合は、調整を実施しなかったものとみなし、その実績調整電力は零といたします。

(2) 割 引 単 価

割引単価は、次のとおりといたします。

	重 負 荷 期 間	最重負荷期間
1 キロワット 1 日につき	152 円 25 銭	168 円 00 銭

7 計 量

調整日中の実績最大需要電力は、原則として、記録型計量器により計量するものといたします。ただし、記録型計量器の取付けができない場合、調整日の調整開始時および終了時にお客さまと当社が立会いのもと最大需要電力計を検針のうえ決定いたします。

8 そ の 他

この選択約款に定めのない規定については、供給約款または季節別時間帯別電力の定めるところによるものといたします。

附 則

実 施 期 日

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。